

事 務 連 絡
令和3年9月29日

スポーツ少年団 各位

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

緊急事態宣言解除に伴うスポーツ少年団の活動について（通知）

緊急事態宣言解除に伴うスポーツ少年団の活動について、本市の新しい方針を令和3年9月10日付事務連絡にて通知したところですが、経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）の10月1日（金）から10月31日（日）までの期間中、下記のとおりといたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 スポーツ少年団等の活動は再開する。
但し、下記の条件のもと、活動できるものとする。
 - (1) 平日の活動は、90分以内で早朝練習はなしとする。
 - (2) 土日休日は、2時間以内に限って活動できる。
 - (3) 県内外の遠征（宿泊を伴う）や合宿はできない。
 - (4) 練習試合は実施できる。
- 2 活動前後に、児童同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。
- 3 感染者又は濃厚接触者が出たスポーツ少年団等については、停止を要請する。
活動再開時に学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。